

検査又は調査の結果（令和6年度）

九州産業保安監督部

	検査等年月日	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容 （「不適」：鉱山保安法令の不適合の事項が認められた検査等の結果）
1	5月9日～10日	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	・保安規程に定める記録に関して指導した。 ・設備の維持・管理について指導した。 ・保安教育の記録及び教育時間に関して指導した。
2	5月13日～14日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	・設備の転落防止措置及び適水対策について指導した。
3	5月14日～15日 7月24日～25日 10月21日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害の状況確認のため立入検査を実施した。	不適	・発生した災害について、原因究明及び再発防止対策の実施について指導した。
4	7月24日	金属	廃止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「坑廃水の管理状況」について立入検査を行った。	適	
5	8月5日～6日	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	・標識に関して指導した。 ・設備の転落防止措置について指導した。 ・立入禁止措置について指導した。 ・保安規程に定める記録に関して指導した。
6	8月7日	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	・設備の転落防止措置について指導した。
7	8月8日～9日	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	適	

注1) 操業状態の区分は、次のとおり。

- 「稼行」：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの
- 「休止」：鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの
- 「廃止」：鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2) 結果の区分は、次のとおり。

- 「不適」：鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果
- 「適」：「不適」以外の検査等の結果

検査又は調査の結果（令和6年度）

九州産業保安監督部

	検査等年月日	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容 （「不適」：鉱山保安法令の不適合の事項が認められた検査等の結果）
8	9月4日～5日	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	・保安規程に定める記録に関して指導した。 ・保安教育の教育時間に関して指導した。 ・車両系鉱山機械の管理について指導した。
9	9月17日～18日	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	・粉じんの処理及び清掃について指導した。
10	9月19日	非金属	廃止	鉱山保安法第39条に基づき、命令発動に係る調査を実施した。	適	
11	9月24日～25日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	・設備の転落防止措置について指導した。 ・巻き込まれ防止措置について指導した。 ・保安教育の記録に関して指導した。 ・設備の点検について指導した。
12	10月4日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害の状況確認のため立入検査を実施した。	適	
13	10月10日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害の状況確認のため立入検査を実施した。	不適	・発生した災害について、原因究明及び再発防止対策の実施について指導した。
14	10月10日～11日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害の状況確認のため立入検査を実施した。	不適	・発生した災害について、原因究明及び再発防止対策の実施について指導した。
15	10月23日～24日	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」、「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」及び「作業環境粉じんの管理状況」について立入検査を行った。	不適	・保安教育の記録に関して指導した。 ・測定の方法に関して指摘した。 ・車両系鉱山機械の管理について指摘した。

注1) 操業状態の区分は、次のとおり。

- 「稼行」：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの
- 「休止」：鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの
- 「廃止」：鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2) 結果の区分は、次のとおり。

- 「不適」：鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果
- 「適」：「不適」以外の検査等の結果

検査又は調査の結果（令和6年度）

九州産業保安監督部

	検査等年月日	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容 （「不適」：鉱山保安法令の不適合の事項が 認められた検査等の結果）
16	10月29日～31日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」、「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」及び「集積場の保守管理状況」について立入検査を行った。	不適	・届出の実施について指導した。 ・集積場の安定度について指導した。
17	11月14日～15日	金属	廃止	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第1項の規定に基づき「使用済特定施設の維持管理状況」について立入検査を行った。	不適	・業務管理規程の遵守について指導した。
18	11月19日～21日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	・粉じんの処理及び清掃について指導した。 ・設備の転落防止措置について指導した。 ・届出の実施について指導した。
19	11月27日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「坑口の閉そく状況」及び「集積場の管理状況」について立入検査を行った。	適	
20	11月28日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「坑内水の管理状況」及び「坑廃水の管理状況」について立入検査を行った。	適	
21	12月5日～6日	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	・設備の維持・管理について指導した。 ・測定の方法について指導した。
22	12月9日～11日	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	・設備の転落防止措置について指導した。 ・消火設備の管理について指導した。 ・設備の維持・管理について指導した。

注1)操業状態の区分は、次のとおり。

「稼行」：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの

「休止」：鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの

「廃止」：鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2)結果の区分は、次のとおり。

「不適」：鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果

「適」：「不適」以外の検査等の結果

検査又は調査の結果（令和6年度）

九州産業保安監督部

	検査等年月日	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容 （「不適」：鉱山保安法令の不適合の事項が認められた検査等の結果）
23	1月21日～22日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	適	
24	1月30日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	・保安規程の遵守について指導した。 ・警標に関して指導した。
25	2月6日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	・採掘規格に関する指導を実施した。 ・立入禁止措置に関する指導をした。 ・保安規程に定める記録に関して指導した。 ・警標に関して指導した。

注1)操業状態の区分は、次のとおり。

- 「稼行」：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの
- 「休止」：鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの
- 「廃止」：鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2)結果の区分は、次のとおり。

- 「不適」：鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果
- 「適」：「不適」以外の検査等の結果